

鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準

令和2年4月1日

学 長 裁 定

鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準(平成20年3月26日学長裁定)の全部を改正する。

第1 この基準は、鹿児島大学動物実験に関する規則（平成20年規則第23号）第30条の規定に基づき、鹿児島大学の飼養保管施設及び実験室について必要な事項を定める。

第2 飼養保管施設には、「飼養保管施設」と明示しなければならない。

第3 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。ただし、家畜に関しては、この限りではない。

(1) 実験動物管理者

実験動物管理者を置くこと。

なお、実験動物管理者は管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者であり、実験動物関連の法規制、人獣共通感染症を含む実験動物感染症、遺伝・育種、生理・生態・習性、飼育管理技術並びに診断等に関する実験動物全般の知識を持っている者をいう。

(2) 床、内壁の構造

イ 清掃が容易で動物が逸走しない構造と強度を有すること。

ロ 動物が傷害を受ける恐れがない構造であること。

(3) 温湿度

イ 室内の温度を調整するエアコン等が設置されていること。

ロ 動物種に応じた適切な室温を維持できる構造であること。

ハ 温湿度を常時監視できる設備を有すること。

ニ 加湿器など湿度を制御可能な設備を設置することが望ましい。

(4) 換気

換気設備が設置されていること。

(5) 明るさ

イ 蛍光灯など室内照明が設置されていること。

ロ 適切な照度が保たれていること。(照度の目標値:150~300ルクス(床上40~85cm))

ハ 室外からの光が遮断され、明暗時間の制御機能を有する装置が設置されていること

望ましい。

(6) 異種動物の飼育

異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(7) 飼育用設備

- イ 動物種に応じた飼育設備（飼育ラックや飼育ケージ）が備わっていること。
- ロ 動物が逸走しない構造と強度を有すること。
- ハ 洗浄、消毒が容易な構造を有していること。
- ニ 個々の実験動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等日常的な動作を容易に行うための広さと空間を備えること。
- ホ 鋭利な辺縁や突起物がなく、ケージの間隙等に体や四肢を挟まれない構造であること。

(8) 逸走防止対策

出入口は施錠可能な構造であること。

- イ 排水口は蓋があって動物の逸走が不可能なこと。
- ロ 動物種に応じた逸走対策が講じられていること。（例：ネズミ返し、前室等）
- ハ 逸走した際の捕獲用器具が備わっていること。（例：捕獲網等）
- ニ 動物が逸走した際の連絡体制（連絡網）を整備、掲示すること。

(9) 衛生管理

- イ 清掃道具が備わっていること。
- ロ 消毒薬が常備されていること。
- ハ 換気設備や空気清浄機等の設置により臭気対策が講じられていること。
- ニ 動物種に応じて騒音対策が講じられていること。
- ホ 廃棄物や動物死体は焼却又は専門の処理業者に依頼すること。
- ヘ 排泄物及び死体を一定期間保管する場合は冷蔵庫を設置すること。

(10) 飼養保管マニュアル

- イ 飼養保管に関する標準作業手順書（マニュアル）を作成、掲示しなければならない。
- ロ 関係者にマニュアルを周知し、遵守させなければならない。

(11) 緊急時マニュアル

地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を定め、掲示、周知すること。

(12) 記録

以下の記録・保存すべき書類等を整備、保有すること。

- イ 動物の検疫記録（書面検疫舎）と搬出入履歴
- ロ 日常的な飼育管理の記録（入退出、動物の健康状態、逸走の有無、飼育室内の温湿度）
- ハ 衛生管理（飼育機材の洗浄・滅菌作業、死体・汚物等の処分、清掃・消毒）
- ニ 施設設備等の保守点検の記録

(13) 人獣共通感染症対策

イ 人獣共通感染症の発生を予防するための対策を定め、掲示、周知すること。

ロ 6か月以上継続して動物を飼育する場合は、動物種毎に検査対象微生物を決定し、定期的にモニタリングすること。

なお、動物種毎のモニタリング項目ならびに実施頻度を以下に示す。

動物種	感染症	必須/推奨	導入時 (検疫/書面検疫)		
			6ヵ月毎	≥1年毎	
マウス ハムスター	リンパ球性脈絡髄膜炎 (アレナウイルス感染症)	推奨	○	○	
ラット	ハンタウイルス感染症	必須	○	○	
サル	Bウイルス	必須	○		○
	結核	必須	○	○	
	赤痢	必須	○	○	
イヌ	ブルセラ症	必須	○	○	
	狂犬病	必須	ワクチン接種による予防		
	レプトスピラ症	必須			
鳥類	鳥インフルエンザ	推奨	○	○	
全動物種	サルモネラ	推奨	○	○	

イ 咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備すること。

ロ 咬傷事故や人獣共通感染症等が発生した際の連絡体制（連絡網）を整備、掲示すること。

第4 実験室には、「実験室」と明示しなければならない。

第5 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 換気

換気設備が設置されていること。

(2) 明るさ

イ 蛍光灯など室内照明が設置されていること。

ロ 適切な照度が保たれていること。

(3) 実験設備

イ 実験を行うための設備（実験台等）が整備されていること。

ロ 洗浄、消毒が容易な構造を有していること。

(4) 逸走防止対策

イ 出入口は施錠可能な構造であること。

ロ 排水口は蓋があって動物の逸走が不可能なこと。

ハ 動物種に応じた逸走対策が講じられていること。（例：ネズミ返し、前室等）

ニ 逸走した際の捕獲用器具が備わっていること。（例：捕獲網等）

(5) 衛生管理

イ 清掃道具が備わっていること。

ロ 消毒薬が常備されていること。

ハ 廃棄物専用容器が備わっていること。

ニ 換気設備や空気清浄機等の設置により臭気対策が講じられていること。

ホ 廃棄物や動物死体は焼却又は専門の処理業者に依頼すること。

ヘ 死体を一定期間保管する場合は冷蔵庫を設置すること。

(6) 緊急時マニュアル

地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を定め、掲示、周知すること。

(7) 人獣共通感染症対策

イ 咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備すること。

ロ 咬傷事故や人獣共通感染症等が発生した際の連絡体制（連絡網）を整備、掲示すること。